

令和3年第1回定例会

新郷村議会会議録

令和3年 2月25日 開会

令和3年 3月 5日 閉会

新郷村議会

令和3年第1回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和2年第4回議会定例会閉会（12月7日）後）	1
会期日程	2

第1号（2月25日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	4
職務のため出席した者の氏名	5
開会の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諮問第1号、議案第1号から議案第28号までの上程、説明	7
予算特別委員会の設置について	15
散会の宣告	15

第2号（3月3日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	17
職務のため出席した者の氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
才 神 幸 男 君	19
永 野 範 英 君	24
稲 葉 嘉 浩 君	34
散会の宣告	39

第3号（3月5日）

議事日程	41
本日の会議に付した事件	43
出席議員	43

欠席議員	4 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	4 3
職務のため出席した者の氏名	4 3
開議の宣告	4 4
諮問について	4 4
議案第 1 号の質疑、討論、採決	4 4
議案第 2 号の質疑、討論、採決	4 5
議案第 3 号の質疑、討論、採決	4 5
議案第 4 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 5 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 6 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 7 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 8 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 9 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	5 5
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	5 5
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 2 1 号から議案第 2 8 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	5 6
議案第 2 9 号から議案第 3 5 号までの上程、説明	5 7
議案第 2 9 号の採決	5 9
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	6 0
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	6 0
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	6 1
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	6 1
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	6 2
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	6 3
議員派遣の件について	6 3
委員会の閉会中の継続調査について	6 4
村長挨拶	6 4

閉会の宣告	6 5
署名議員	7 1

諸般の報告（令和2年第4回議会定例会（令和2年12月7日）後）

令和3年2月25日（木）

- ◎ 議決結果の報告
 - 12月11日、令和2年第4回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。
- ◎ 監査の報告受理
 - 12月22日、1月21日及び2月19日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。
- ◎ 系統議長会関係
 - 2月12日、三戸郡町村議会議長会定期総会出席。
 - 2月26日、青森県町村議会議長会定期総会出席。

第 1 日 (2月25日)

令和3年第1回新郷村議会定例会

令和3年2月25日（木曜日）午前10時03分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諮問第1号、議案第1号から議案第28号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 4 予算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1 号 新郷村出産祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 2 号 新郷村空き家等の対策の推進に関する条例案について
- 議案第 3 号 間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 4 号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 5 号 新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案について
- 議案第 6 号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例案について
- 議案第 8 号 新郷村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 9 号 新郷村長期継続契約に関する条例案について
- 議案第 10 号 新郷村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 11 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第 12 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 議案第 13 号 令和2年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案について
- 議案第 14 号 令和2年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第 15 号 令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第 16 号 令和2年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第 17 号 令和2年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）案について
- 議案第 18 号 令和2年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第 19 号 令和2年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第4号）案につ

いて

- 議案第20号 令和2年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案について
議案第21号 令和3年度新郷村一般会計予算案について
議案第22号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について
議案第23号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について
議案第24号 令和3年度新郷村介護保険特別会計予算案について
議案第25号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について
議案第26号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計予算案について
議案第27号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案について
議案第28号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君 | 2番 | 永野範英君 |
| 3番 | 才神幸男君 | 4番 | 横道一男君 |
| 5番 | 村岡和俊君 | 6番 | 滝沢仁君 |
| 7番 | 細川真理子君 | 8番 | 福山恵一郎君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- | | | | |
|---------------|--------|---------------|--------|
| 村長 | 櫻井雅洋君 | 教育長 | 岡田稔君 |
| 総務課長 | 工藤勝志君 | 企画商工
観光課長 | 佐藤泰司君 |
| 農林課長 | 遠藤勇一君 | 建設課長 | 東則男君 |
| 税務課長 | 高村郁子君 | 住民課長 | 沢口くみ子君 |
| 厚生課長 | 松森恵理子君 | 診療所事務長 | 角岸繁信君 |
| 教育委員会
総務課長 | 戸田ひとみ君 | 農業委員会
事務局長 | 本間由美子君 |

職務のため出席した者の氏名

- | | | | |
|-----------------|-------|----|--------|
| 議事
事務局
会長 | 櫻基博明君 | 主幹 | 谷地村光代君 |
|-----------------|-------|----|--------|

◎開会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 定足数に達していますので、令和3年第1回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時03分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、横道一男君、滝沢仁君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福山恵一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりであります。この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から3月5日までの9日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から3月5日までの9日間といたします。

◎諮問第1号、議案第1号から議案第28号までの上程、説明

○議長（福山恵一郎君） 日程第3、議案第1号から議案第28号までの議案28件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和3年第1回新郷村議会定例会の提案説明を申し上げます。

本日ここに、令和3年第1回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

さて、去年は、豪雨、台風、地震などの自然災害が依然として猛威を振るって日本列島を縦断しました。そして、今年13日未明に、東日本大震災を思い出させるような大地震が発生しましたが、幸いにも村内において被害の確認はなく、安心していただいておりますが、これ以上に人類を危険にさらしたのは、コロナ感染症であります。

令和2年1月16日に、武漢市に渡航のある人の国内初の感染が確認され、その後徐々に拡大し、3月13日、初の死亡例が出ました。4月7日に、緊急事態宣言が関東首都圏及び大阪、兵庫、福岡を中心に発出され、続いて4月16日、全都道府県に対し発出が施行されました。

これに伴って経済界が大打撃を受け、経営が行き届かなくなり、閉店に追いやられ、国の支援策も過去にない予算を組み込み、対応してきたとおりであります。5月24日には39県が解除され、日常の生活が戻ってきたかを感じたものの、GoToキャンペーンやGoToイート等、経済支援策を講じたことから、第2波、第3波となって、現在、2月1日から3月7日まで、10都府県を対象に2回目の緊急事態宣言が発出されております。

我が村においてもコロナ対策は例外に漏れず、農家支援、商店支援、住民支援等々対策をし、さらには施設の改修などに予算を費やしてきました。今後は、コロナ感染症ワクチン接種の取組について、職員共々協議を重ねているところです。国からの情報が不透明ですが、一日も早く村民の不安を解消し、日常生活ができるよう努力してまいりたいと思っております。

コロナ禍での昨年の新郷村は、緊急事態宣言による影響は、畜産農家や花卉農家、商店、公社の経営等々で減収が見込まれております。米価は前年度並み、野菜価格は幾分高めに推移しております。昨今の子牛価格や肉市場は、例年並みの価格に戻りつつあると思っております。

こうした背景の下で令和3年度の予算編成に当たりましたが、新年度予算の概要については予算委員会で説明してまいりたいと思っておりますが、限られた財源で最大の効果を生み出し、そして住民サービスの低下とならないよう配慮し、特に村の基幹産業である農林畜産業を第一として、1、農林畜産業の推進、2、元気な高齢者を目指す福祉の推進、3、環境基盤整備と移住・定住の促進、4、統合後の学校教育の充実、5、観光資源を有効活用し、特産品の開発、PRなどに重点を置き、諸施策推進に努めてまいりたいと思っております。

農産物は天候にも左右されやすいため、関係機関との連携や指導等を密にしながら、安定した農家経営となるよう農家の経費削減や施策を講じながら支援してまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご支援、ご指導を賜り、一步一步と村づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、なお一層のご理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました諮問1件、議案28件について、ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期が

令和3年6月30日をもって満了するので、後任の委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 新郷村出産祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案については、生活様式の変化に伴い、その目的に即した支給対象者及び支給条件を改める必要が生じたため、提案するものであります。

議案第2号 新郷村空き家等の対策の推進に関する条例案については、空き家等の適正管理に必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを推進するため提案するものであります。

議案第3号 間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案については、間木ノ平グリーンパークの利用料を改正するため提案するものであります。

議案第4号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案については、道路法施行令の改正により、道路占用料の改正を行う必要が生じたため提案するものであります。

議案第5号 新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案については、公職選挙法の一部改正に伴い、新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関して必要な事項を定めるため、本条例の制定について提案するものであります。

議案第6号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、青森県人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例案については、新型コロナウイルス感染症等から村民の生命及び健康等を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合における防疫作業手当についての整備のため、提案するものであります。

議案第8号 新郷村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第9号 新郷村長期継続契約に関する条例案については、地方自治法施行令第167条の17で規定されている長期継続契約を締結することができる契約について、条例の制定が必要なため提案するものであります。

議案第10号 新郷村公の施設に係る指定管理者の指定については、新郷村公の施設について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更については、青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散すること及び規約の所要の整理を行うことに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じた

ので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものがあります。

議案第12号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更については、十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第13号 令和2年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,293万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,593万7千円といたしました。

歳入の主なるものについて申し上げます。

1款村税、2項固定資産税で、現年課税分6,400万円を追加しております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,714万4千円、特定感染症検査等事業費725万3千円をそれぞれ追加しております。

16款県支出金、2項県補助金で、元気な地域づくり支援事業費補助金290万4千円を減額し、新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金200万円を追加しております。

18款寄附金、1項寄附金で、寄附金2,015万7千円、ふるさと納税寄附金4,061万円をそれぞれ追加し、19款繰入金、2項基金繰入金で財政調整基金4,000万円、減債基金4,000万円をそれぞれ減額しております。

22款村債で、村道改良整備事業債690万円を減額し、減税補填債420万円を追加しております。

歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費で、いきいき新郷むらづくり基金3,792万円を追加し、7項企画振興費で、新郷むらづくり実行委員会補助金200万円を減額し、光ケーブル工事請負費242万5千円を追加しております。

3款民生費、1項社会福祉費で地域福祉基金積立金1,195万2千円、南老人福祉センター改修工事380万円をそれぞれ追加し、後期高齢者特別会計への繰出金300万6千円を減額しております。

4款衛生費、1項保健衛生費で診療所特別会計への繰出金1,468万5千円、予防接種システム改修委託料351万2千円、2項水道費で簡易水道特別会計予算への繰出金185万3千円をそれぞれ追加しております。

6款農林水産業費で、1項農業費で農林業振興基金積立金2,059万円、コンポスト施設設置工事等275万円をそれぞれ追加し、環境保全型農業直接支払交付金事業補助182万円、2項林業費で除間伐等委託費200万円、林道修繕等200万円をそれぞれ減額しております。

7款商工費、1項商工費で間木ノ平グリーンパーク施設設備等改修工事4,410万円を追加しております。

8款土木費、1項土木管理費で特定環境保全公共下水道特別会計への繰入金343万円、2項道路橋梁費で工事請負費634万3千円をそれぞれ減額しております。

10款教育費、2項小学校費で戸来小学校エアコン設置工事設計業務委託114万4千円、戸来小学校エアコン設置工事2,258万3千円、3項中学校費で野沢中多目的トイレ設置工事設計監理委託100万円をそれぞれ追加し、野沢中学校エアコン設置工事630万円を減額し、野沢中多目的トイレ設置工事530万円を追加しております。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧事業費で、道路・河川土砂排土等委託料120万円を減額しております。

議案第14号 令和2年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,160万6千円といたしました。

議案第15号 令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ638万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,705万円といたしました。

議案第16号 令和2年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ525万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,990万6千円といたしました。

議案第17号 令和2年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,948万3千円といたしました。

議案第18号 令和2年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第4号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,807万円といたしました。

議案第19号 令和2年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第4号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,558万9千円といたしました。

議案第20号 令和2年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,993万8千円といたしました。

議案第21号 令和3年度新郷村一般会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億5,670万円と決めました。前年度と比較して2,800万円、1.1%の減となっております。

歳入の主なるものについて申し上げます。

1款村税2億1,274万6千円、2款地方譲与税5,525万2千円、7款地方消費税交付金4,200万円、10款地方交付税で13億9,000万円を見込んでおります。

13款使用料及び手数料は3,633万4千円で、新郷温泉館入浴料等が主なるものであります。

14款国庫支出金は1億9,723万7千円で、施設型給付費国庫負担金、障害者自立支援等給付費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、社会資本整備総合交付金が主なるものであります。

15款県支出金は1億5,085万3千円で、障害者自立支援等給付費、施設型給付費県負担金、中山間地域等直接支払交付金事業補助金が主なるものであります。

18款繰入金は1億9,238万3千円で、財政調整基金繰入金、いきいき新郷むらづくり基金繰入金、減債基金繰入金が主なるものであります。

20款諸収入は5,320万6千円で、森林整備センター受託事業収入、原子力施設立地振興対策事業助成金等が主なるものであります。

21款村債は1億6,270万円で、ふるさと新郷中山間地域総合整備事業債、橋梁整備事業債、村営プール改修事業債が主なるものであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

1款議会費では、議員報酬、職員給与及び共済負担金等の人件費が主なるもので、その額を5,672万7千円と決めました。

2款総務費では、役場庁舎照明設備改修工事350万円、地籍情報管理システム導入委託料214万5千円、税システム等リース料及び利用料1,527万6千円、戸籍システムクラウド構築費1,200万円、選挙費で1,534万円、路線バス等運行业務委託料1,601万1千円、村特産品等PR業務委託料1,000万円、地域コミュニティ活動支援事業補助金200万円、空き家等利活用事業費補助金250万円が主なるもので、そのほか人件費がほとんどで、その額を4億3,071万2千円と決めました。

3款民生費では、村社会福祉協議会補助金1,634万1千円、介護保険特別会計への繰出金9,755万7千円、障害者自立支援給付費6,534万円、国保特別会計への繰出金3,822万5千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金6,221万円、施設型給付費8,400万円、児童手当2,500万円が主なるもので、その額を4億9,446万5千円と決めました。

4款衛生費では、診療所特別会計への繰出金3,060万8千円、予防接種等委託料1,119万5千円、高齢者等新型コロナウイルスPCR検査助成金200万円、十和田地域広域事務組合負担金1,748万2千円、公営企業法適用移行業務委託1,096万7千円、簡易水道特別会計への繰出金2,995万1千円が主なるもので、その額を1億5,898万5千円と決めました。

6款農林水産業費では、新郷村優良繁殖雌牛導入保留奨励事業480万円、中山間地域等直接支払事業交付金5,044万8千円、有機資源センター指定管理料1,850万円、農道整備調査計画業務委託1,540万円、中山間地域総合整備事業負担金3,000万円、農業集落排水事業特別会計への繰出金2,481万1千円が主なるもので、その額を3億1,468万円と決めました。

7款商工費では、間木ノ平グリーンパーク指定管理料4,350万円、新郷村商店活性化こども商品券230万円、間木ノ平地区公園整備費トイレ棟改修工事等2,000万円、温泉事業管理運営費5,666万7千円が主なるもので、その額を1億6,665万6千円と決めました。

8款土木費では、特定環境保全公共下水道特別会計への繰出金1億3,280万5千円、道路台帳作成業務委託1,000万円、道路維持工事請負費1,200万円、道路改良事業測量設計委託料等3,400万円、道路改良事業工事請負費3,200万円、除雪ドーザ購入費3,300万円が主なるもので、その額を3億3,118万7千円と決めました。

9款消防費では、小型動力ポンプ付積載車購入等1,200万円、八戸地域広域事務組合負担金6,318万7千円が主なるもので、その額を1億868万9千円と決めました。

10款教育費では、特別支援教育支援員報酬等1,296万9千円、ALT派遣事業338万5千円、新郷小学校改修工事設計委託130万円、社会体育施設改修工事2,800万円、学校給食費3,114万1千円が主なるもので、その額を2億1,239万7千円と決めました。

12款公債費では、長期債元金償還金2億6,700万円、長期債利子償還金等950万円が主なるもので、その額を2億7,650万円と決めました。

13款予備費では300万円を計上しております。

以上が令和3年度一般会計予算案の概要であります。

議案第22号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,750万4千円と決めました。前年度と比較いたしまして692万5千円の減となり、マイナス1.8%となっております。

議案第23号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,386万2千円と決めました。前年度と比較いたしまして171万円の減となり、マイナス2%となっております。

議案第24号 令和3年度新郷村介護保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億8,102万3千円と決めました。前年度と比較いたしましても5,011万8千円の減となり、マイナス9.4%となっております。

議案第25号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億17万9千円と決めました。前年度と比較いたしまして30万5千円の減となり、マイナス0.3%となっております。

議案第26号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,042万8千円と決めました。前年度と比較いたしまして658万8千円の増となり、プラス15.0%となっております。

議案第27号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,989万6千円と決めました。前年度と比較いたしまして1,814万5千円の増となり、プラス12.8%となっております。

議案第28号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,661万7千円と決めました。前年度と比較いたしまして98万7千円の減となり、マイナス3.6%となっております。

以上、提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福山恵一郎君） 総務課長。

○総務課長（工藤勝志君） ただいま提案説明を申し上げましたが、8ページの「7款企画商工費」と申し上げましたが、「7款企画振興費」に訂正をお願いいたします。

次に、9ページですが、中段あたりに、2項林業費で「除間伐等委託料」と申し上げましたが、「委託費」に訂正をお願いします。

次に、13ページになりますが、真ん中あたりに、「原子力施設立地振興対策事業費補助金」と申し上げましたが、「助成金」に訂正をお願いいたします。

14ページになりますが、下から5行目ですが、「繰出金2, 295万1千円」と申し上げましたが、「繰出金2, 995万1千円」に訂正をお願いします。

次に、17ページになりますが、「議案第24号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算案について」と申し上げましたが、「介護保険特別会計予算案」に訂正をお願いします。

以上です。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第21号から議案第28号までの8件は、令和3年度新郷村一般会計予算案及び特別会計予算案であります。

この当初予算案を審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第28号までを審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本会議終了後、直ちに会議室において予算特別委員会を開きます。ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る3月3日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時48分）

第 2 日 (3月3日)

令和3年第1回新郷村議会定例会

令和3年3月3日（水曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
才神幸男君
永野範英君
稲葉嘉浩君
-

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君 | 2番 | 永野範英君 |
| 3番 | 才神幸男君 | 4番 | 横道一男君 |
| 5番 | 村岡和俊君 | 6番 | 滝沢仁君 |
| 7番 | 細川真理子君 | 8番 | 福山恵一郎君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- | | | | |
|---------------|--------|---------------|--------|
| 村長 | 櫻井雅洋君 | 教育長 | 岡田稔君 |
| 総務課長 | 工藤勝志君 | 企画商工
観光課長 | 佐藤泰司君 |
| 農林課長 | 遠藤勇一君 | 建設課長 | 東則男君 |
| 税務課長 | 高村郁子君 | 住民課長 | 沢口くみ子君 |
| 厚生課長 | 松森恵理子君 | 診療所事務長 | 角岸繁信君 |
| 教育委員会
総務課長 | 戸田ひとみ君 | 農業委員会
事務局長 | 本間由美子君 |

職務のため出席した者の氏名

- | | | | |
|-----------------|-------|----|--------|
| 議事
事務局
会長 | 櫻基博明君 | 主幹 | 谷地村光代君 |
|-----------------|-------|----|--------|

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

会議に入る前に、本定例会は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、体調管理のため、水、お茶に限り、議員の場内の持込みを許可します。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（福山恵一郎君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、才神幸男君。

○3番（才神幸男君） ただいま議長よりお許しをいただいたので、質問させていただきます。

1番、健康について。

要旨、村で実施している保健活動の状況等について。

明細、村長は令和元年、チャレンジデーのとき4項目のスローガンを設定し、参加者とともに健康宣言を行っており、それから2年がたとうとしておりますが、その成果と今後の村民の健康維持のため、どのような計画を立て進めていくのかお聞きしたいと思います。

2番、件名、新型コロナウイルス対策について、新型コロナウイルス予防接種の受入れ体制について。

いまだに衰えを知らない新型コロナウイルスの感染拡大、幸い村には一人もの感染者が出ておりませんが、しかし目に見えないウイルスであり、周りを見ますと、村でも感染者がいつ出てもおかしくない状況にあり、高齢者が多い我が村は、早く予防接種を願うものであります。

今、その受入れ体制はどのようになっているのか、村長よりお聞きしたいと思います。

なお、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

3番、才神議員の村民の健康についてのご質問にお答えいたします。

健康宣言は、健康保険組合や事業所単位でも行われているもので、青森県では、弘前大学の中路先生の指導の下、全市町村で行われているところであります。

村では、ご指摘のとおり令和元年5月29日のチャレンジデーに4つの取組を掲げ、健康増進に取り組むことを宣言しました。村は今年1月末で48.1%の高齢化率が示すように、住民の約半数が65歳以上となっております。その高齢者が、元気で健やかに村での生活を続けられるよう、各課でも取り組んでおります。

就労面では、企画商工観光課で高齢者を交えたグループによるシイタケ栽培、農林課では高齢者でも扱いやすいキクラゲ栽培の導入、また体づくりに関しては、教育委員会の高齢者教室や厚生課での介護予防事業のお元気くらぶやはればれ教室を行っております。

子供たちにも農林課では地元の食材を食べてもらい、体づくりができるよう、給食に村で作られた野菜を取り入れる活動や、厚生課から心や体の健康が保てるような各種健康教室を学校でも実施しております。

今後は、健康宣言を推奨された中路先生や村出身の村下先生をお招きし、これからの健康づくりに向けた助言を村民全体で伺う機会も設けたいと考えております。健康宣言を基に、これからも村民の健康づくりに向け、様々な取組を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えします。

村民の皆様一人一人が感染予防してくださっているおかげで、本村では幸いにして、今日まで新型コロナウイルス感染者は出ておりません。毎日の生活の中で、マスクの着用は当たり前のことになり、外出して家に入るときも必ず手を洗うなど、習慣化しつつあります。

新型コロナウイルスワクチン接種の受入れ体制についてですが、予防接種の実施に関する手引では、最近では2月10日、2月18日、24日と関係者宛てに送信され、日々更新される情報をそれぞれが読み込んでおります。

厚生課では、今、定例会にワクチン接種に係る経費として786万円余りの補正予算を予防費に計上しました。この中には、接種券や予診票などを印刷するためのシステム改修などを業者に依頼する予算が組み込まれており、現在、委託業者と出資金や予診票などの発送に向け準備を進めているところです。

先般の報道では、65歳以上の高齢者向けのワクチン接種は、4月12日から数量を限定して実施する予定との発表でしたが、県内のどこの市町村に最初に配分されるかは未定とのことです。また、発表後に国から県を経て市町村に連絡が入り、ワクチンの数量は徐々に拡大し、4月26日の週から全国全ての市区町村に行き渡る数量のワクチンを発送することを目指すとのことでした。

いずれにせよ、国からの指示を待ちながらワクチンの配分状況と到着状況を踏まえ、遅れのない準備のためのスケジュールを立てるなど体制を構築中であります。

以上、お答えします。

○議長（福山恵一郎君） 3番。

○3番（才神幸男君） 今、村長のほうから健康に関しての前向きな姿勢があるなど、まず私は感じました。

令和3年に入り、今現在で10人の方が亡くなり、その中にはこれからは期待された役場職員もおり、私の長男とは中学時代の同級生と一緒に部活をやった仲です。非常に残念です。謹んでお悔やみ申し上げます。

まず、私は先に村の先頭に立って業務に当たっている村長はじめ職員の方々の健康状態はどうか、健診、人間ドック等の受診状況は、または結果はどうか、プライバシーの問題もあると思うので、お話しできる範囲でお聞かせいただければ幸いです。

さて、私は今回も厚生課のほうから資料をいただき、何回か読み感じたことは、先ほどの村長の答弁にもあったように、住民の健康、予防のためにいろいろな面で活動、指導をしている状況がよく分かりました。大変ご苦労さまでございます。

そして、その資料の中から平成29年、30年、令和元年の3年間の保健活動状況の統計を見ながら進めていきたいと思えます。

まず、人口の動態を見ますと、3年間で15人の子供が生まれ、169名の方が亡くなっており、154名の減で依然として人口減少が進んでいることが分かります。さらに、亡くなった169名の病名別に見ますと、肺炎、呼吸不全、悪性新生物、心疾患で88名の方が亡くなっており、全体の半分以上になります。

そして、私はもっとこの中から、悪性新生物の受診率を見てみますと、働き盛りの40代、50代の受診率が低く、60代、70代の方が受診率が高い結果が出ております。人によっては、自分の会社で健診を受けている人もおりますが、仕事の事情、または病気の発見が怖いなどの理由が挙げられるのではないかと思います。何とかこの働き盛りの40代、50代の受診者が増えるよう努力していただきたいと思うのです。

また、高齢者活動の統計を見ても、認知症が増えております。特に、女性の認知症が増えており、今までは在宅介護者が多かったのか、今では施設入居者が多くなり、逆転した結果が出ております。これは、家族で介護していたのが限界に来た、または1人での時間が多く、周りの人との会話もなく、孤立感、孤独感になるのではと私は考えております。

先ほど村長が言うように、担当ではお元気くらぶ、はればれ教室等を開催し予防に努めておりますが、年齢的にも70代、80代が多く、予防対策となれば50代、60代からの参加を呼びかけてはどうでしょうか。早期予防にもつながるのではないかと思います。早期発見、早期治療、生活習慣、食生活の改善、これらがしっかりできていないのではないかと思います。意識を持たせるには知識を持つと言いますが、これには根気がいることと大変時間がかかることだと思います。

ここで、私の資料から青森県の平均寿命が載っている資料があります。

まず、青森県は全国でもトップの短命県と言われております。その中において、これは27年の調査の結果ですけれども、男性で新郷村が三沢市と同じく平均寿命がトップなんです。女性の場合は12位、これが12位というのは本当に0.1%とかそういう感じなんですけれども、これをもし全体的に見ればもっと平均寿命が上がっているはずなんですけれども、これはあくまでも27年の統計でございますので、令和3年2月1日現在で新郷村には100歳以上が3名おります。そして、90歳以上が116名、女が88名、男が28名。だから、この辺を見ますと、女性の平均寿命も皆もう少しベスト9、ベスト5のあたりに行くんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、村民の方にはいろいろ自分の家族を見るというのには限度があると思えます。そこで、行政で温かく手を差し伸べていただきたいと、そう願うものであります。

2番のコロナ情勢でございますが、今朝の新聞でもコロナの予防接種した人が3日ぐらいで死亡した、その因果関係は本人は脳梗塞と言われているようですが、今、調査中ということで報道

されております。いろんな情勢が飛び交う中、新型コロナウイルスのワクチン予防接種が始まりました。

青森県でも医療従事者の先行接種が八戸労災病院で実施され、大きなトラブルもなく無事に終わったと報道されており、県ではその状況を見ながら随時検討し、当初の計画より応援人数を増やし計画を実施していくと、これも報道されております。

そこで、村長にお聞きしたいんだけれども、医療従事者への、また高齢者への具体的な数量の指示があったのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

村民は、ワクチン接種を期待する中、接種後の腫れ、頭痛等のアレルギー反応が出たときの不安、また初めから予防接種には行かないという声も聞かれます。現場では、常に何が起こるか予想できません。現実にもそういうことが起きると想定し、準備をして、村民に不安を与えないよう全員が予防接種を受けるように指導していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、村民の健康についての質問なんですけど、健診の受診率は、ちょっとお待ちください。

厚生課長、受診率分かります。

○厚生課長（松森恵理子君） すみません、今のところにはまだ入ってきておりませんが、

○村長（櫻井雅洋君） 私の記憶だと、大体3割ぐらいいしか受診していないのではないかなという記憶はしております。そして、その受診した中でも、再検査の受診率が非常に低いというのは、県のほうの会議においても割と新郷村は低いなという印象を受けております。ですから、診療所で特定健診をすることになりますが、これでさえもなかなか足を運んでくれない。ですから、うちのほうで厚生課のほうで、その人たちに個別に連絡しながら、できるだけ受診できるように取り組んでいっているところでございます。

先ほど、データの中で新郷村が健康寿命というんですか、寿命が長いという話なんですけど、これは27年ですけれども、最近も男性も女性も上位のほうにはおります。がしかし、本当の高いところから比べると、やはりまだまだ低いと。そういうことから、県のほうでは短命県返上ということでいろいろ取り組んでいるところではございますが、県のほうでもなかなかその辺の対応がまだ遅れている状況にあると思います。

それに関わらず、村は村として高齢者、また村民の健康を考えた対策を講じていかなければならないのかなと。そのためには受診率もそうでしょうけれども、できるだけ元気で働けるような、そういうふうな生活様式というんですか、生活を支えられるような、そういうふうな政策を取っていきたいなと、そういうふうな思っております。

次に、コロナワクチンの関係なんですけど、医療従事者に対してのワクチン接種の指示という話なんですけど、現在、指示は事務長、来ていますか、いつやりなさいという。

○厚生課長（松森恵理子君） 今、医療従事者が第1位の接種順位でありますので、ただこちらのほうにはまだ何も指示が届いておりません。

○村長（櫻井雅洋君） 医療従事者に対しても、いつどこでやりなさいとかという指示はまだ来ていないようです。というのは、先般、県のほうで会議がありまして、その中で健康福祉部長が話しておりましたけれども、まだ県にワクチンが入ってきていないと。入ってくるのが4月にずれ込むだろうなというような中で、先ほど答弁したように、それがどこの市町村に先に配分されるかというのもまだ決まっていない。県のほうでもまだその辺が確立されていないという状況の中で、ただワクチンの体制だけはつくりなさいよという指示だけは受けておりますので、入ってくればすぐ接種できるようなそういう体制を今検討中でありまして、お答えしておきます。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 3番。

○3番（才神幸男君） まず、いずれにしても、村民の健康のためでありますから、事故のないように、村民に対しては全部できるような感じで、先ほどのように指導していただきたいと思えます。

家族のために、村のために一生懸命働き頑張ってきたわけですから、元気で一年でも長生きしていただくには家族だけでは限界があると思うので、行政が温かく手を差し伸べて、介護、指導していただきたいと思えます。職員の方々にはご苦勞であります。体に気をつけて頑張ってください。

働く意欲をなくするかのよう追い打ちをかけるコロナ情勢、日本の社会情勢、経済状態も大きく変わろうとしております。経済を立て直すには数年かかるとまで言われており、村もここ数年は大変な時期になるのではないかと感じております。ひとつみんなで気持ちを一つにして頑張っていきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 才神幸男君にお願いしますが、次回から質問するときはしっかりと通告して、そうでないと再質問に答弁者がすぐに即答できないため、次回からよろしく願いしておきます。

○3番（才神幸男君） はい、分かりました。

○議長（福山恵一郎君） 以上で才神幸男君の一般質問を終わります。

◇ 永野 範 英 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） 議席番号2番、永野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして4点ほど質問をさせていただきます。

まずは、2月13日夜、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震で被災されました皆様方に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

また、2月17日から医療従事者を皮切りにワクチン接種が始まりまして、新型コロナウイルス感染症と闘う上で大きな希望と期待が見えてまいりました。

それでは1点目でございますが、新型コロナウイルス感染症の対策についてであります。新型

コロナウイルス感染症のワクチン接種について村ではどのように実施していくのか、ワクチン接種についてお伺いします。

高齢者のワクチン接種は、国の方針によりますと4月1日以降になると報道されておりますが、新郷村でのワクチン接種について、どのような体制で、どこで行うのか。と申しますのは、2月10日の新聞報道でワクチン接種について、青森県内40市町村の調査結果が掲載されておりました。新郷村では、①医師確保のめどについて、村の答えは確保できるとの回答でした。②接種会場の選定について、村の答えは決まっていない、調整中との回答が掲載されておりましたが、あれから3週間経過した現在、接種会場、そして接種方法について、集団接種になるのか個別接種になるのか、この2つを組み合わせるのか、接種時期をいつ頃に想定しているのか、調整がついているのであればお伺いいたします。調整がついていなければ、どのような理由で調整できないのかお知らせください。

次に、2点目でございますが、新型コロナウイルス感染予防に関わる新しい生活様式の村民への周知徹底についてであります。

新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式が取り沙汰されておりますが、感染者が発生していない新郷村でこれからも感染者を発生させないためにも、新しい生活様式での感染予防策を村民に周知徹底する必要があると思えます。

厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式実践例などを示しております。村では感染予防のためのチラシを保健協力員のみ配布したと聞きました。私はこのようなチラシは全世帯に配布し、感染予防に努めるべきと考えます。また、厚生労働省の新しい生活様式なども周知徹底していくべきと考えますが、今後、村では感染症予防対策をどのような施策で進めていくのか、村長のお考えをお伺いいたします。

次に、3点目でございますが、デジタル化への村の対応についてであります。

令和3年9月1日にデジタル庁が開設されることになりました。デジタル時代に対応する行政の抱える問題は、多岐にわたることが予想されます。今後発生するであろう事象に的確に対応するため、すぐにも準備を進めていく必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。村では、デジタル化に向けてどのような準備を進めていくのか、予算、内容についてお知らせください。

次に、4点目でございますが、みずばしょう号の更新についてであります。

12月議会定例会におきまして、年数が経過し、故障などが見られるようになった村の交通機関であるみずばしょう号の更新について質問させていただきました。村長は検討していくとのことでしたが、令和3年度の予算案には計上されておられません。今回、どのような検討結果に基づいて更新を見送ったのか、そして今後更新はあるのか、あるとすればいつ頃更新予定なのか、村長のお考えをお伺いいたします。

以上、4点よろしくお伺いいたします。

なお、再質問は自席にて行いたいと思えます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、2番、永野議員の新型コロナウイルス感染症対策についての

ご質問にお答えいたします。

接種会場は、密を避けるため大型施設などでの準備を進めておりますが、既に決まっている行事等の調整がうまくつかず、関係者間での協議を継続しております。また、予約方法についても、従来のインフルエンザ予防接種の受付手順等の経験を踏まえ、高齢者が慣れた方法で希望を伝えられるよう検討しているところであります。

いずれにいたしましても、医療従事者に続き、接種順位第2位である本村の住民の約半分とも言える65歳以上の高齢者約1,140人のワクチン接種については、安全に安心して、そしてワクチン到着の際には速やかに接種できることを何よりも最優先し、接種医療機関の要望に十分応えられるような施設や接種方法でと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染予防についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の感染予防に関するパンフレットは、県から保健協力員へ配布を依頼されたものでありましたが、住民にもお知らせしたい情報が盛り込まれていたことから、2月24日、保健協力員を通じて全世帯へ配布をお願いしたところであります。

国や県から新型コロナに関する調査、研究などに基づく情報が、次々と村対策本部にも寄せられています。その内容を確認し、必要と思われる情報等については、今後も村民に向けチラシ、広報紙、防災無線などを通じて、随時発信していきます。そして、村民一人一人に感染予防に関するご協力をお願いするものであります。

次に、デジタル時代についてのご質問であります。現在、国では令和2年12月22日に自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定したところであります。この計画は、新型コロナウイルス対応における新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくものというので、住民に身近な行政を担う市町村の役割が極めて重要となってくるものと考えております。自治体においては、行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等により業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められ、新郷村においても、国の計画や先進的な事例を参考としながら、村の実情に合わせ、どの行政サービスをデジタル化させていくことが、住民にとって効果的なものとなるのかを考えながら取り組んでいくことが重要であると考えております。

今後、デジタル庁の設置や個人情報保護法などの法律の改正により、制度面でのデータの流通基盤が整備される動きもあり、デジタル社会への構築に向けた取組が本格化する中、現在、普及促進しているマイナンバーカードはデジタル社会を生きる上で重要な役割を担うものとなるため、まずはマイナンバーカードの普及の加速化を推進していかなければならないと考えているところであります。マイナンバーカードの普及とともに、行政手続等のオンライン化など、デジタル化によって多くの住民の利便性を向上させ、業務の効率化、効果が高いと考えられる業務を選択し、住民に優しいデジタル化を目指していくことが、近い将来訪れるデジタル社会に対応するために重要であると考えております。

次に、みずばしょう号の更新についてのご質問にお答えします。

12月議会にもご質問いただいておりますが、令和3年4月1日に学校統合により、西越地区

から新郷小学校へ、また川代、小坂、戸来地区から新郷中学校へ、児童・生徒も短時間で利用できるよう、みずばしょう号のダイヤ路線などを一部変更計画しております。そして、運行後年間を通して乗車人員等を検証し、その規模に合ったバスの形状、種類等を関係機関並びに委託業者と協議検討しながら、有利な補助金等を確保し、令和4年度に更新できればと考えております。

以上、お答えします。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） 丁重なご説明、ありがとうございました。

再質問ですが、ワクチン接種についてであります。

村長の答弁ですと、現在はまだ会場などの調整がついていないとのことですが、調整がついていない理由については、接種会場の使用についてちょっと問題が発生していると聞いております。

これも聞いたお話ですが、2月22日月曜日午後、ワクチン接種会場について診療所と施設を貸す側でトラブルが発生し、村長が診療所の医師に謝罪に行ったとも聞いております。実は、私にも2月22日月曜日の朝に、大変残念な情報が入ってまいりました。これは、直接担当課から聞いた話ではありません。関係各所からの情報でございまして、本当にそのようなことがあったのかどうか、行政内部のことですが、あえて聞いたこととお話しし、質問をさせていただきます。

国策事業であるワクチン接種会場として使用する施設使用の拒否が、一職員独断で何回もあったということがございます。と申しますのは、担当課のほうで診療所と協議し、集団接種を検討、ワクチン接種会場の条件として、迅速に滞りなくワクチン接種ができること、3密を避け感染対策を十分に行い、対象者が安全に接種ができること、駐車場の完備、バスなどが利用でき、交通条件がよく、村民が周知し分かりやすい場所であること、先行する高齢者のワクチン接種について、高齢弱者も多く家族による送迎なども考えまして、土、日曜も実施いたしまして、さらにはみずばしょう号の特別運行も検討、そして集団接種という性質上会場の十分な広さの確保という点からも、診療所ではなく美郷館の使用を教育委員会に打診したところ、次のような回答が一職員からあったとしております。

1つ目、イベントなどの予定があるため、ワクチン接種会場として貸すことができない。2つ目、土、日に集団接種を行うと送迎バスの運転手不足となり、教育委員会管轄イベントのバス利用などへも支障が出るため、ワクチン接種は平日にすべきであるなどの回答があったとのこと。

担当課では、ワクチン配送、接種時期も未定なことから、美郷館を閉鎖し続けることも得策ではないと考えまして、2つ目の施設として今年度閉校する新郷中学校体育館の使用について打診したところ、1つ目、夜間にスポーツクラブなどの利用もあることから、接種会場として貸すことができない。2つ目、美郷館同様、教育委員会としてはイベント時のバス、運転手の不足を招くような日時の設定、土日の開催は止めてほしいなどの理由で断ったと聞いております。

自分のところの業務を誠実に遂行しただけと言うかもしれませんが、国の有事の際の国策として、村民の健康と生命を守るための事業に対する対応とは到底考えられないような回答でありま

す。しかも現在、各行事、イベントなどが自粛されている中、ましてやオリンピックでさえこの先どうなるかが分からないときに、課内会議もせず、各団体との相談、協議もしないでこういう対応をしたのはいかがなものでしょうか。

まだございます。そこで、担当課と診療所では、閉校する西越小学校体育館を考えたそうですが、立地条件、戸来、西越の人口比率なども考慮すると、やはり戸来地区での開催が望ましいと考えまして、3つ目として新郷中学校校舎での使用を検討したそうです。相当苦勞されているんです。しかし、教室の広さの点からも1部屋で行うのは難しいため、複数の部屋を使用することとし、受付の部屋、医師による予診の部屋、ワクチン接種会場など6部屋ぐらいと聞いておりますが、それらを想定し、診療所と協議を進め、教育委員会へ教室の使用について打診したところ、1つ目、職員室、校長室は大事な書類などがあるため施設しているので貸せない。2つ目、1、2年、特別支援学級教室の使用であれば認めるとの回答があったと聞いております。

ここで、さらに驚いたことは、教育委員会でもワクチン接種のシミュレーションを行いまして、その結果、1、2年の教室と特別支援学級教室で十分対応できるため、教育委員会案でワクチン接種を進めるべきであると担当課に申し出たとも聞いております。

ワクチン接種については、どこの自治体でも、そして医師の先生方でも相当苦勞されていると聞いておりますが、そんな中で専門職でもない教育委員会が提示されたということに驚いております。

担当課の意見、診療所、医療スタッフ、医師の意見を無視した教育委員会案の提示、土日開催に際し否定的な対応、教育委員会独断による施設使用の拒否など、診療所の医師も非常に憤慨し、怒っていると聞きました。そして、診療所からワクチン接種業務委託契約の辞退もあったと聞いております。これでは、アンケートの①の医師確保のめどについての確保できるも白紙になったのではないのでしょうか。

そこで、教育委員会を統括する総務課長よりお伺いいたします。

このような事実が本当にあったのか、あったとすれば今、どのように考え、どう思っているのか。そして、あったとすれば診療所の医師、スタッフ、担当課への謝罪の気持ちがあるのかどうかお伺いしたい。

次に、教育長からもお伺いいたします。

教育長には指導、監督責任があります。

1つ目、ワクチン接種会場使用について、教育委員会独断での施設開放の拒否を行ったことについてどのように考えているのか。2つ目、ワクチン接種事業に対する教育委員会案の提示があったのであればどのように思っているのかお聞かせください。

次に、村長よりお伺いいたします。

村長は、2月22日月曜日に、診療所の先生に謝罪したと聞きました。村長の指導、監督責任は重大であると思います。

村長は、1つ目、このような事件をいつ知り、どのような対応をしたのか。2つ目、職員の対応等に対して今後どのような指導、監督を講じていくのか。3つ目、役場内で起こっている新型コロナウイルス感染対策に対する職員の認識の統一性、一貫性について問題があると思いますが、

村長は今後どのように対処してくのか。4つ目、最後に、ワクチン接種事業を今後どのように進めていくのか、もう一度お答えください。

教育委員会総務課長、教育長、村長の順でご答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福山恵一郎君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（戸田ひとみ君） ただいまの質問にお答えします。

会場の使用について拒否をしたとありますが、まず最初に、会場の申込みがありましたのが美郷館全館です。和室、ロビーから全てブルーシートを敷いて、全館を4月の最初から9月の末まで使いたいという申出がありました。もちろん、断ったわけではありません。ただ、長い期間全館使うということになると、まず毎日、学童保育が行われております。そういう学童保育が毎日行われていること、もう事前に行事が入っていることから、事前協議をするべきではないのかという話をしました。

一度も担当課、今までコロナワクチン接種について診療所、厚生課、総務課長、私たちが一度も協議を行っておりません。行っていない中で、美郷館全館を半年間、誰も使えないよというのは、協議を行ってからみんなで調整を進めるべきではないのかということを上申しました。貸さないと言ったわけではなくて、今もちゃんと申込書は出されて受理されております。

美郷館についてはそういうことで、ただ学校についてなんです、私のほうで新郷中学校を提案させていただきました。新郷中学校がいいのではないかと。ただ、1日、2日、3日に関しては、とても統合の引っ越しが済んでいないので、次の週からならどの部屋でも大丈夫だと思われるが、ただ2日から使いたいとなると、我々も卒業式が終わって修了式が終わってから引っ越しをし始めます。となったときに3日、4日、土日でも引っ越しをしようという計画になっています。もちろん、パソコンから先生方の机、重要書類、全てです。

なので、第2週目からであればどの部屋でも使えると思うけれども、1週目、1日、2日、3日に関しては勘弁してほしいということを上申しました。その代わりに、1日、2日、3日であっても使えるのは、校舎の左側、1年、2年、3年教室になりますが、そちらについては開けることができるだろう。ただ、職員室、校長室については開けることができないと思われるので、1週目については無理だと思われるということを上申しました。

私の独断で拒否したとかという話になっているようですが、一度もこの協議は我々管理職間で行われておらず、降って湧いて半年間美郷館使いたいという申込みが来ても、協議をしましようというのは当たり前の話だと思うし、なので一職員というのは私のことだと思うんですけども、そういうことで拒否したわけでもありません。

バスについても、建設課のほうとそういうことについて協議があったのかというお話をお聞きしたところ、建設課でも一度もワクチンの接種について土日のバス運行について打診もなければ、今のところ協議も一度も行われていないということだったので、各担当課でみんなで集まって協議をして決めるべきではないかということを上申しました。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） じゃ、今のことについて、私も正直な話、ちょっと寝耳に水のなとこ

るもありました。ということから考えて、指導、監督という点では非常に自分に落ち度があったなというふうに思っております。申し訳ございませんでした。

ただ、今、課長さんがおっしゃったように、統合に向けて動いていまして、先生方のほうにお願いすること、それからこちらの教育委員会のほうで準備すること、それから統合式等の準備等を今、忙しくやっております、確かにお話を聞きますと、4月の初めから9月までずっとというのは、正直言って無理な話かなと私も思っております。

そういうことで、指導できずにいたことは大変申し訳ないと思っております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） ワクチンの関係なんです、私も2月22日に実際、医師と面談しながら、私の監督不行き届きだということをお話ししながら、何とか接種のほうをよろしく願いますということをお願いしてきました。

これについては、医師も大分憤慨しておりましたけれども、集団接種にするか個別接種にするかまでは、まだはっきり答えはないんですが、村民の健康のためには私が接種しますよという話は、じかに接種しますとは言わなかったんですが、まずはそれに取り組んでいくという話は聞いております。

ただ、先ほど教育委員会総務課長のほうから話がありましたけれども、一番最初に2月上旬に庁内会議をやったとき、ワクチン接種についての取組の話をちらっとしました。その中で、担当課のほうでは、まず初めに美郷館を使いたいという話は確かにされました。その後、私のところにはもう全然情報が入ってこなかったんですが、入ってきたのが22日の前の週の金曜日夕方、何かもめているという話を聞いて、それで私、2月22日に医師のほうに行っておわびはしてきましたけれども、そういうことで確かに担当課と、また実際、診療所、そして施設を持っている担当課等々の協議というのが十分になされていなかったということをやはり反省すべきだなと、私はそう思っております。

やはり、国で一生懸命やっているワクチン接種については、何が何でもやらなければならない。今月の庁内会議においても、とにかく各課で連携して接種に向けて取り組んでくださいという話はしておりました。が、ここにあなたはどう思うという話は聞きませんが、私からは国策であるということから、最優先すべきだよということを話してお願いをしております。

あとは、先ほども言いましたように、会場についても、あくまでも診療所でここでやりたい、あそこでやりたいということがあれば私は全面的に協力しますよと。担当課のほうにも、どちらが優先するのか、行事が優先するのかワクチン接種が優先するのかを考えながら、行事は変更できるのは変更できるだろうと思う。やっぱり、ワクチン接種については、やる場所等をちゃんと報告して、こういうふうな形でやりますと、そういうふうにして図面つけて全部やるという話は、私も初めて22日のときに聞きましたけれども、それが大変な作業だったということに改めて痛感しております。

そういうことから、今後は担当課がきちんと協議しながら、そして連携しながら取り組んでいかなければならないものだと、私はそう思っております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） 教育委員会総務課長のお話を聞きましたら、自分のところの業務を誠実に遂行しただけで、事実のところもあるし、そしてまた食い違いのところもあったと、私だけの責任では拒否はしていないという答弁でした。そのようなことから、謝罪する気はないように思われますけれども、ワクチン接種会場の使用の拒否については、有事のときでもございますので、これはあったかどうかはあれなんですけど、独断での拒否は絶対にあってはならないことだと思います。

そして、また教育委員会案については、これも専門職でもない職員が、医師が実施しようとするワクチン接種事業の運営方法を指摘するような行為は、これもまた絶対あってはならないことだと思います。あまりにも認識が、私にとってはないような対応だったように思いますけれども、一番大事なのは命より大事なものはないと思います。

村長には、どうか今後はこのようなことが絶対に起こらないよう、しっかりと行政内部について指導監督に努めていただきまして、特に有事の際の職員の行動などがおろそかにならないよう、しっかりと行政内部で話し合い、研修会などを開催いたしまして、行政内部の連携強化、村民の生命と財産を守るために業務に携わっていただくよう周知徹底していただきたいと思います。

教育委員会総務課長については、謝罪する気はないようですので、今日はこれで3回目ですから、この件は今日は終わりますけれども、ワクチン接種事業が確立するまで、この件についてはお話を聞いてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染予防に関わる新しい生活様式についてでございますけれども、感染予防のためのチラシ、正式にはこの前渡っておりましてけれども、新型コロナウイルス感染症予防ハンドブック、2月24日の週に全世帯に渡されましたけれども、新郷村に新型コロナウイルスを寄せつけないように、どうかハンドブックを参考にいたしまして、一人一人の心がけが何よりも重要だと思いますので、予防対策には周知徹底していただきたいと思います。

次に、デジタル化への対応についてでございますけれども、これからいろいろ様々な難しい問題も発生すると思いますけれども、どうか高齢者に優しいデジタル化と、経済的理由でデジタル機器が買えない家庭などへの財政支援なども、将来的には考えていかなければならない課題が出てくると思いますので、これから検討課題として考えていただきたいと思います。

次に、みずばしょう号の更新についてであります。令和3年度中にみずばしょう号だけでなく学校統合もスタートすることから、スクールバス、そして患者輸送車なども検証しながら、併用できるのであれば併用していくために令和4年度に更新予定であるとのことでございますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

本日は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、感染予防に関わる新しい生活様式について、デジタル化への村への対応について、みずばしょう号の更新について質問をさせていただきました。どうか新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業が一日でも早く徹底し、滞りなく終了することを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福山恵一郎君） 以上で永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（福山恵一郎君） 次に、1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず初めに、消防団の再編及び団員定数の変更についてお聞きいたします。

新郷村消防団の基本分団の再編と消防協力（支援）隊の創設並びに基本分団の定数に関する条例の改正について。

近年、全国的にも我が新郷村においても人口減少や少子高齢化が進み、団員が減少傾向にあり、地域の消防力及び防災力の低下が懸念されております。かねてより、何人もの先輩議員の皆様、またさきの12月議会においても質問があり、消防団の組織及び人的再編について、統合、再編を進める必要があるということは、再三議論されてまいりました。がしかし、一向に進展がありません。私は、最低限、現状の消防力及び防災力を維持し、さらに地域防災力を向上させるために、新郷村消防団の基本分団の再編だけでなく、消防協力（支援）隊の創設並びに基本分団の定数に関する条例の改正が必要だと思っております。

そこで、この問題を進展させるために、新郷村が新郷村消防団並びに地域住民と協議する指針となる新郷村消防団再編計画の策定をしてはいかがでしょうか。村長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、2点目として、消防水利の整備についてお聞きいたします。

消防水利の維持管理及び新たな整備計画について。

村長は、消防法により行政区画内の消防水利を整備する義務を負っております。

新郷村内の消防水利を見ますと、消防水利として利用するには問題のある用水路が何か所かあり、また川代地区のように消火栓の整備がされていない地域もあります。現状の用水路、消火栓及び防火水槽では、住民の生命、身体及び財産を十分に守ることができないと思われまます。そこで、消防水利として問題のある用水路の改良工事、また新たな消火栓あるいは防火水槽の設置等、消防水利の整備計画について、村長のお考えをお伺いいたします。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、1番、稲葉議員の消防団の再編及び団員定数の変更についての質問にお答えします。

この件については、さきの定例会において答弁させていただきました。

当村消防団の条例定数は222名であります。2月末現在の実団員数は178名で、44名不足している状況であります。消防団の統合、再編を進める中に当たって、指揮系統の整備、消防団施設、屯所の選定見直し、出動区域の見直し、消防ポンプ、自動車更新計画の見直し等、多くの問題点があり、問題等を解決するために新郷村消防団再編計画は必要だと思っております。そのため、令和3年度中に検討委員会なるものを立ち上げ、分団、地域住民の意見、要望等を踏まえ、

再編計画策定に向けた取組をしていかなければならないと考えております。

また、平日に団員が従事できない時間帯の出動人員の確保を図るために、消火時のみの活動を行う機能別団員制度、消防協力隊の導入について消防団と協議をし、必要ということであれば出動手当や福利厚生費の予算の確保、条例改正等をし、機能別消防団、機能別団員制度を導入していきたいと考えております。

次に、消防水利の整備についてお答えします。

消防水利については、現在、村内全域で防火水槽 95 基、消火栓が 86 基あり、その他自然水利を活用しての消火活動を行っております。各集落内に設置されている防火水槽は各集落を賄えるだけ整っていないことは十分理解しており、防火水槽から半径 140 メートルの消火可能範囲から外れている家屋も見受けられることから、県営ふるさと新郷地区中山間総合整備事業の農業集落防災安全施設整備により、松木田地区、羽井内地区、水沢地区、松屋敷地区の 4 か所を令和 3 年度より防火水槽の整備を計画しているところであります。消火栓については、簡易水道の給水区域内では 86 基設置しており、川代地区のように簡易水道の給水区域外の区域においては、消火栓は整備されておられません。

このような地区の消火活動に当たって、いま一度、常備消防と消防団と協議し、周辺の自然水利等の状況を踏まえて、水利が必要である場合には防火水槽の整備を進めていかなければならないと考えております。

用水路については、河川からの取入れ用水はかんがい期のみ利用可能であり、防火用水として利用することは水利権上、原則許可されておられません。緊急時は消防水利として利用可能であります。また、用水路の改良工事ですが、消防水利としての整備はできませんが、現在ある用水路の維持管理等をしっかりと行いながら、用水路の機能が十分発揮できるよう用水路の利用者と協議の上、必要があれば改修等を行ってまいりたいと考えております。

以上、稲葉議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 1 番。

○1 番（稲葉嘉浩君） 今、村長よりご回答がありました。

令和 3 年度に検討委員会を設けると、消防団の組織及び人的再編についてはそのように承りました。

初期消火について、消火栓の取扱いを覚えている元消防団員を活用するなど、防災体制の強化を図りたいという考えを、村長は以前にも述べておりました。自主防災組織についての一般質問に対しても、元消防団員を活用した自主防災組織の推進やリーダーの育成に力を入れていかなければならないと述べています。また、さきの 12 月議会においては、火災発生時には元消防団員の協力体制の構築を視野に入れた検討が必要と思います。定員の削減や分団の統廃合については、各分団の現状を踏まえ、分団と住民の意見を尊重しながら協議検討していかなければならないことを答弁し、消防団の統合、再編について前向きな考えを述べています。

今後の発生が懸念されるあらゆる災害、事故等に対処し得る消防防災体制の整備を目指して、平成 25 年に制定、施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、

少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実、強化が必要であるとあり、消防団の抱える問題点を示す一方で、地域防災の中核となる消防団の役割が重要であることが示されています。

先ほど、村長が言われたとおり、我が新郷村は、昭和40年に定められた消防団の定数条例222名に対し、令和3年3月3日、本日現在の団員数は178名で、44名の定員割れとなっております。

そこで、先ほど村長が検討委員会を設けると言いましたが、地域防災力の充実強化のために平成17年に消防庁より出された機能別消防団員制度の導入を考えていただきたいと思います。火災、大規模災害等発生時において、村民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与する元消防団員として培った豊富な知識、技能を生かして、災害等の現場で不足する消防力を補完するため、消防団機能別団員、いわゆる消防協力隊、あるいは消防支援隊の創設を提案いたします。

消防水利についてですが、私は小坂地区の住民ですので、小坂地区の水利について述べさせていただきます。上柘棚地域において、大雨、暴風雪の際に毎年、流木、ごみ、または雪が詰まり、水利の確保のため、年に何度も消防団が出動して作業している用水路があります。農業用水路と防火水利を兼ねているわけですが、今のままですと、いざ火災になった場合、消火に必要な水量の確保が難しくなるかもしれません。結論として、水路に蓋をするしかないのではないかと考察されます。この件については、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

小坂地区に限らず、村内の各地域において、このような防火水利として指定されているにもかかわらず、現状、防火水利として利用するのに問題がある水路はどれぐらいあるのでしょうか。当然、村では把握していると思いますが、詳細と、それに対する対処はどうなっているのか、今後の改良工事等の計画があれば教えてください。

また、川代地区には消火栓がありません。集落中央に河川があるとはいえ、火災の際ポンプ車等、消防車両が到着するまでの間、消火作業ができない状態にあります。初期消火が極めて大切である観点から、消火栓はぜひとも必要だと思います。さきの12月議会において、村長は消火栓の設備について、分団と協議しながら、できるのであれば設置していかなければならない、そのためには上水道も整備しなければならないと思いますと答弁しております。

そこでお伺いします。川代地区のあの大きな集落になぜ消火栓が整備されていないのか、今後の整備計画があれば教えてください。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、今の稲葉議員の質問にお答えします。

当初から、私も消防団員222名の団員数というのは、これはそういういざというときのすごい強力な、そういう役割を果たしている団員だと、すごく期待している団員数、消防団というのはそういうふうなこととっております。

しかし、先ほど言いましたように、44名が不足しているという状況を踏まえながら、前回もいろいろお話ししてきましたが、前回の団長とその辺もちょっと話したんですがなかなか思うよ

うに進まない。そして、今、新たに新しい団長になった。その中でじゃそれを検討しましょうというところまでまだ行っていないのが実情です。

しかし、先ほど言いましたように、元消防団員の人たちの協力できるような体制づくりというのは、やはりこれから先のことを見据えた場合、やっていかなければならないのかなと思っております。

しかし、それに伴って整備しなければならないものもあります。というのは、活動したとき、その災害はどうするのよと。個人が受けた場合、そういうふうなものもきちんと福利厚生というんですか、そういうのもきちんと整備しないと、やはりやりますということとはできない。ですから、まだまだ検討しなければならない事情がたくさんありますので、今後は団長を踏まえながら、そういうふうな組織をつくりながら検討してまいりたいなど、そう思っております。

それから、防火用水と防火水槽の関係、防火用水なんですけど、今現在、用水路の整備というのは計画されていないと思います。しかし、現場を見ながら、もし整備しなければならないのがあればやっていかなければならないというふうに考えております。

ただ、防火用水だからということで蓋をするとどうなのかなという、その辺も様々な議論があると思いますので、その辺もぜひ検討していきたいなど思っております。

それから、川代地区の消火栓なんですけど、川代地区においては、水利がやはり消火栓として使えるような水量がないのかなという気がします。あそこの水道は、4人とか5人が組んだ水道になっていますので、それを1つにするというのはなかなか、それと川代地区から例えば簡易水道にしてくださいと、そういう声もまだ上がっていない。それに簡易水道にすると、やはりそれだけの維持管理費がかかるということから、当然負担が発生するわけなんですけれども、そういうことから全てクリアしながら、もしそこに住んでいる人たちが皆一緒になって簡易水道進めてくださいということであれば、それは考えていかなければならないことだと思っております。

ただ、これが近い将来、二、三年の間にできるというものでもないというふうに考えております。その辺を地域の声が上がってくるような、そういうふうな努力を先生方をお願いしながら、やはりやってくださいということで話が来れば、それを考えていきたいなど、そう思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（福山恵一郎君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 消防団の組織及び人的再編が何十年も前から言われてきているのに、全く進展のない理由として、地元住民と地元の分団からの要望が来るのを村が待っているということだと思います。このことは、消防団の組織及び人的再編については、基本的に行政が指導して進めることではないと思います。

がしかし、先ほども述べたように、地域防災の中核となる消防団の役割、重要性を考えたとき、長年の問題を進展させるためには地域住民と消防団が協議できる場の提供、そして協議の指針、たたき台となる新郷村消防団再編計画なるものを村が策定し進めていくことがいいのではないかと思います。そこには、基本分団の再編だけではなく、消防協力隊、あるいは支援隊等のような消防力及び防災力を上げるための組織の創設も含め、そのことに伴う条例の改正ももちろん必要だと思います。

消防水利の整備については、なかなか難しい問題であると思いますが、先日の発生9日目にしてやっと鎮圧することができた栃木県足利市の大規模な山火事を見ますと、費用がかかることはありますが、今以上の消防水利の確保がどうしても必要だと思ひますし、住民の生命、身体及び財産を守るために、ぜひ改めて現状の用水路と水利の見直し、川代地区への消火栓設置、長崎、水沢地区や松屋敷、郡司等水利の乏しい場所への防火水槽の常設等を考えていただきますようお願いいたします。

行政によって村民の生命が危機にさらされることは、決してあってはならないと思ひます。全ての防災は事前対策にあり、安全・安心は準備に比例するということを入念に入れて、これからの新郷村の危機管理に対処していただきたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 以上で稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時24分)

第 3 日 (3月5日)

令和3年第1回新郷村議会定例会

令和3年3月5日（金曜日）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 新郷村出産祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 新郷村空き家等の対策の推進に関する条例案について |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例案について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 新郷村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 10 | 議案第 9号 | 新郷村長期継続契約に関する条例案について |
| 日程第 11 | 議案第 10号 | 新郷村公の施設に係る指定管理者の指定について |
| 日程第 12 | 議案第 11号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について |
| 日程第 13 | 議案第 12号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 13号 | 令和2年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案について |
| 日程第 15 | 議案第 14号 | 令和2年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について |
| 日程第 16 | 議案第 15号 | 令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案について |
| 日程第 17 | 議案第 16号 | 令和2年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について |
| 日程第 18 | 議案第 17号 | 令和2年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）案について |
| 日程第 19 | 議案第 18号 | 令和2年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第4号）案について |

て

- 日程第20 議案第19号 令和2年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第4号）案について
- 日程第21 議案第20号 令和2年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第22 議案第21号から議案第28号まで（予算特別委員長報告）
- 日程第23 議案第29号から議案第35号まで（村長提出・提案理由説明）
- 日程第24 議案第29号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 議案第30号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第26 議案第31号 新郷村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第27 議案第32号 新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第28 議案第33号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第29 議案第34号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第30 議案第35号 令和2年度新郷村一般会計補正予算（第9号）案について
- 日程第31 議員派遣の件について
- 日程第32 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村	長	櫻井雅洋君	教	育	長	岡田稔君
総務課	長	工藤勝志君	企	画	商	工
農林課	長	遠藤勇一君	観	光	課	長
税務課	長	高村郁子君	建	設	課	長
厚生課	長	松森恵理子君	住	民	課	長
教育委員会	会長	戸田ひとみ君	診	療	所	事
総務課			務	長		
			農	業	委	員
			事	務	局	長
			本	間	由	美
			子		君	

職務のため出席した者の氏名

議	事	局	会	長	櫻	臺	博	明	君	主	幹	谷	地	村	光	代	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

- 議長（福山恵一郎君） おはようございます。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時00分）

◎諮問について

- 議長（福山恵一郎君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
暫時休憩します。

（午前10時01分）

- 議長（福山恵一郎君） 休憩を解き会議を開きます。
（午前10時02分）
-

- 議長（福山恵一郎君） お諮りいたします。
本件はお手元に配りました意見のとおり答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号はお手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。
-

◎議案1号の質疑、討論、採決

- 議長（福山恵一郎君） 日程第2、議案第1号 新郷村出産祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第3、議案第2号 新郷村空き家等の対策の推進に関する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、議案第3号 間木ノ平グリーンパーク設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、議案第4号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第6、議案第5号 新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第7、議案第6号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第8、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第9、議案第8号 新郷村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第10、議案第9号 新郷村長期継続契約に関する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第11、議案第10号 新郷村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第12、議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第13、議案第12号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第14、議案第13号 令和2年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第15、議案第14号 令和2年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第16、議案第15号 令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第17、議案第16号 令和2年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第18、議案第17号 令和2年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）案についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第19、議案第18号 令和2年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第20、議案第19号 令和2年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第21、議案第20号 令和2年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号から議案第28号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第22、議案第21号から議案第28号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

委員長、村岡和俊君。

○予算特別委員長(村岡和俊君) 予算特別委員会報告します。

この予算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

委員会審査報告書については、お手元に配付のとおりであります。

令和3年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案は、全て原案可決であります。

以上、報告終わります。

○議長(福山恵一郎君) ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号から議案第28号までの8件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第28号までの8件は委員長報告のとおり決定されました。

◎議案第29号から議案第35号までの上程、説明

○議長(福山恵一郎君) 日程第23、議案第29号から議案第35号までの7件を上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(櫻井雅洋君) 令和3年第1回新郷村議会定例会の追加提案いたしました議案7件について、ご説明申し上げます。

議案第29号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、新郷村教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第30号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案については、介護保険法第117条による第8期新郷村介護保険事業計画の策定に当たり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施と、対象サービスを提供する体制の確保の推進のため、新郷村介護保険条例の一部を改正する必要が生じたため、また、消費税率の引上げによる低所得者の保険料軽減強化の完全実施に伴い、令和3年度から令和5年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、提案するものであります。

議案第31号 新郷村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案については、指定介護予防支援などの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。附則において「指定介護予防支援等基準」という。)の一部改正により、新郷村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第32号 新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。附則において「指定居宅介護支援等基準」という。)の一部改正により、新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第33号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。附則において「地域密着型サービス基準」という。)の一部改正により、新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サー

ビスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

議案第34号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案については、指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービス等に係る介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。附則において「介護予防サービス等基準」という。）の一部改正により、新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

議案第35号 令和2年度新郷村一般会計補正予算（第9号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,793万7千円といたしました。

歳入について申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金で特定感染症検査等事業費100万円、19款繰入金、2項基金繰入金で財政調整基金100万円をそれぞれ追加しております。

歳出について申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費で予防接種システム改修委託料200万円を追加しております。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福山恵一郎君） 総務課長。

○総務課長（工藤勝志君） ただいま提案説明の追加の説明をいたしましたが、2ページになりますけれども、議案第33号の中で、3行目に「指定密着型サービス基準」と読み上げましたが、「地域密着型サービス基準」に訂正をお願いします。

以上です。

◎議案第29号の採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第24、議案第29号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第25、議案第30号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第26、議案第31号 新郷村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第27、議案第32号 新郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第28、議案第33号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第29、議案第34号 新郷村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第30、議案第35号 令和2年度新郷村一般会計補正予算（第9号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（福山恵一郎君） 日程第31、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（福山恵一郎君） 日程第32、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

（午前10時42分）

◎村長挨拶

○議長（福山恵一郎君） 村長から挨拶がございます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議会閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

去る2月25日から始まった令和3年第1回議会定例会にご提案申し上げました全ての議案ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

また、追加提案いたしました人事案件、教育委員会委員の選任については、満場一致でご承認いただき、心から厚く御礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算が主な議案でありましたが、年々歳出増加の傾向であります。村の生命線である地方交付税の増額が見込めず、行政運営の困難さが身にしみております。その中で、村の発展を目指し、事業を精査しながら取り組んでいかなければなりません。有利な補助事業や財源を確保しながら、職員共々検討しながら、停滞することなく邁進していきたいと考えており

ます。

そして、今年、学校が統合します。統合後の課題が浮き彫りになると思いますが、対策を講じながら、児童・生徒が学習向上を資するような環境整備を推進してまいり所存であります。

令和3年度が新郷村にとって飛躍の年となるよう、本定例会において議員皆様からいただいたご意見やご要望等を研さんし、村政に反映されるよう努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

県南地方のコロナ感染症が減少しておりますが、県内でクラスター感染が目立っております。個人個人が対策を講じることで拡散を抑えることにつながると思いますが、今、コロナ予防ワクチン接種に向けて関係各位と協議を進めております。国からの情報がまだまだ不透明であります。近隣地域と連携を取りながら、スムーズに接種できるよう体制を構築してまいります。議員の皆さんもコロナに感染しないよう、新しい生活様式を基本に対策を徹底してくださるようお願いいたします。

まだまだ春が遠いような気がしておりますが、皆様には健康、体調に十分留意され、さらなるご活躍とご繁栄をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 令和3年第1回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時46分）

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査の結果
議案第21号	令和3年度新郷村一般会計予算案について	原案可決
議案第22号	令和3年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について	〃
議案第23号	令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について	〃
議案第24号	令和3年度新郷村介護保険特別会計予算案について	〃
議案第25号	令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について	〃
議案第26号	令和3年度新郷村簡易水道特別会計予算案について	〃
議案第27号	令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案について	〃
議案第28号	令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案について	〃

令和3年3月5日

予算特別委員長 村岡和俊

新郷村議会議長 福山 恵一郎 殿

議員派遣の件

令和3年3月5日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び新郷村会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

- 1 五戸地区議会議員協議会役員会
 - (1) 目的 定時総会及び研修会開催の協議のため
 - (2) 派遣場所 新郷村
 - (3) 期間 令和3年3月下旬予定
 - (4) 派遣議員 副議長及び総務常任委員長

- 2 五戸地区議会議員協議会総会及び研修会
 - (1) 目的 広域行政における町村自治の振興発展を図るため
 - (2) 派遣場所 新郷村
 - (3) 期間 令和3年4月下旬予定
 - (4) 派遣議員 議員全員

- 3 全国町村議会議長会・正副議長研修会
 - (1) 目的 全国町村議会議長会主催による議会に関する研修会
 - (2) 派遣場所 東京都
 - (3) 期間 令和3年5月19日(水)
 - (4) 派遣議員 副議長

- 4 青森県町村議会議長会県下町村議会議員研修会
 - (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による議会に関する研修会
 - (2) 派遣場所 青森市
 - (3) 期間 令和3年7月14日(水)
 - (4) 派遣議員 議員全員

- 5 青森県町村議会議長会・議長、副議長及び事務局長研修会
 - (1) 目的 議会の制度運営等に関する研修会
 - (2) 派遣場所 青森市
 - (3) 期間 令和3年10月20日(水)
 - (4) 派遣議員 副議長

- 6 三戸郡町村議会議員研修会
 - (1) 目的 三戸郡町村議会議長会主催による研修会
 - (2) 派遣場所 新郷村

(3) 期 間 令和3年10月下旬予定

(4) 派遣議員 議員全員

7 五戸地区議会議員協議会調査研修会

(1) 目 的 五戸地区議会議員協議会主催による調査研修会

(2) 派遣場所 五戸地区議会議員協議会で決定した場所

(3) 期 間 五戸地区議会議員協議会で決定した年月日

(4) 派遣議員 議員全員

8 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟研修会

(1) 目 的 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟主催による研修会

(2) 派遣場所 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した場所

(3) 期 間 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した年月日

(4) 派遣議員 議員全員

9 新郷村議会県外行政調査研修

(1) 目 的 議会議員の知識見聞の習得の為の先進地視察研修会

(2) 派遣場所 議会で決定した場所

(3) 期 間 議会で決定した年月日

(4) 派遣議員 議員全員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月10日

議 長 福山 惠一郎

署 名 議 員 横道 一男

署 名 議 員 滝沢 仁